

事務所便り

2022年9月号
2022年9月20日

鎌田公認会計士事務所
税理士法人 鎌田総合事務所
公認会計士 鎌田直善
税理士 鎌田ふくみ

つい最近、親ロシア派を称するハッカー集団が、日本政府の e-Gov(電子政府)サイトに通信障害をもたらしたそうです。e-Gov は、各府省がインターネットを通じて提供する行政情報の総合的な検索・案内窓口です。

今月は、電子申告システム(e-Tax)・電子データ保存について、お知らせいたします。

申告・納税のオンライン化について

公認会計士 鎌田 直善

国税庁では、平成16年度からオンラインによる、国税電子申告・納税システム(e-Tax)の運用を開始しました。

電子申告利用率は年々上昇し、令和3年度では、法人税87.9%、法人消費税88.7%、所得税59.2%、相続税23.4%となっています。

法人税関連での利用率の高さは、税理士の代理送信が寄与しているものと思います。

申告はかねてより税理士の電子署名のみで行えることに加えて、近年は申告書・委任状に納税者署名も押印も不要になっています。これらの点については、若干の疑念もありますが、私どもも、可能な限りの手立てをして、電子申告を進めています。

また、申告に伴う国税の納付手続についてはキャッシュレス納付が推進されています。大まかには、金融機関等を介して現金納付するもの以外がキャッシュレス納付です。キャッシュレス納付については「納税者の利便性の向上や納税事務の効率化を図り、現金管理等に伴う社会全体のコストを削減する」と財務省が広報しています。

しかしながら、令和3年度のキャッシュレス納付割合は32.2%にとどまっています。

最近、納税者あてに、ダイレクト納付の利用案内が、文書で送られています。

ダイレクト納付(口座から自動引落)は、振替納税、インターネットバンキング等と並ぶ、キャッシュレス納付の一形態です。

特に、利用回数の多い「源泉所得税及復興特別所得税」がターゲットのようです。

特別徴収の住民税についても、納付回数が多いものですが、最近になって、eL-taxでのダイレクト納付も可能になりました。

今後、源泉所得税・特別徴収住民税ともに、ダイレクト納付推進に力点が置かれてくるものと思います。

なお、ダイレクト納付の利用にあたっては、事前届出が必要です。

「電子申告等の後、簡単な操作で納付手続が完了」と、国税庁はアナウンスしていますが、納税者サイドの利便性に直結するまでは、なかなか困難であるような気がします。

電子データ保存について

スタッフ 高月 晋太郎

2022（令和4）年1月1日から適用予定であった「電子データ保存の義務化」については、2年間の猶予が認められています。

2024（令和6）年1月1日からは、電子取引で送付・受領した取引情報については、「紙に印刷して保管」は認められなくなります。電子データのまま、一定の要件を満たした形で保存することが必要になります。

申告所得税・法人税に関して帳簿保存義務のあるすべての方が対象です。
ペーパーレスの業務形態に、徐々に慣れていくことをお勧めします。

【電子取引】 紙の文書ではなく、データでやり取りする取引すべてが該当します。
取引情報（注文書、契約書、送り状、領収書、見積書）等の受渡はもとより、身近なところでは、ネット通販取引なども、該当します。

【電子データ】 取引情報が記載されている電子メール、添付ファイルです。

【電子保存】 以下のような方法でファイル名に規則性を持たせ、任意のフォルダに格納します。

- ① 請求書データ（PDF）のファイル名に、規則性を持たせる。
取引年月日、取引金額、相手先が検索できるように設定する必要があります。
例) 2022年10月31日に株式会社国税商事から受領した110,000円の請求書
⇒「20221031_株国税商事_110,000」
※2年(期)前の売上高が1000万円以下であり、税務調査の際にダウンロードの求めに応じられる場合は、①の検索機能設定は不要です。
- ② 「取引の相手先」や「各月」など任意のフォルダに格納して保存する。
- ③ 「正当な理由がない訂正および削除の防止に関する事務処理の規程」を作成し、備え付ける。
(下記、国税庁HPにひな型が例示されています)

国税庁HPで、パンフレットが公開されています。

上記「事務処理の規程」に、リンクしていますので、ご参照ください。

[0021011-068.pdf](https://www.nta.go.jp/publication/pamph/sonota/0021011-068.pdf) (<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/sonota/0021011-068.pdfnta.go.jp>)

営業時間等のお知らせ

例月通り、土・日・祝日はお休みです。職員の執務時間は6月～11月までの期間は、9時～17時、12月～5月までの期間は、9時～18時です。よろしく願い致します。

バックナンバーは、<http://www.kamada-cpa.jp/>でご覧いただけます。